

警察職員の救慰に関する条例

昭和三十年十二月二十一日
三重県条例第五十七号

- 改正 昭和四二年 七月一日三重県条例 昭和四七年一〇月 六日三重県条例第
第二六号 四三号
昭和四九年一二月二四日三重県条例 昭和五一年一〇月 五日三重県条例第
第六三号 五七号
昭和五六年 九月二五日三重県条例 昭和六一年一二月二五日三重県条例第
第二八号 五九号
平成 四年 九月三〇日三重県条例 平成一八年一〇月二四日三重県条例第
第三七号 六九号
平成二五年 三月二九日三重県条例
第五七号

警察職員の救慰に関する条例を、ここに公布する。

警察職員の救慰に関する条例

(救慰金又は見舞金の支給)

- 第一条 警察職員（以下「職員」という。）が危害を加えられ又は災害を被ることを予断
できるにかかわらず、これを顧みることなく職務を遂行したことに基づいて、危害又は
災害を受け、そのため障害の状態となり、又は死亡したときは、救慰金を、障害の程度
に至らないときは、見舞金をその者（死亡した場合にはその遺族）に支給する。
一部改正〔昭和四七年条例四三号・五六年二八号・平成二五年五七号〕

(救慰金)

- 第二条 救慰金の額は、別表に掲げる金額の範囲内とする。ただし、職員が危害を加えら
れ又は災害を被るおそれが極めて大きいにもかかわらず、これを顧みることなく職務を
積極果敢に遂行した場合であつて、特に抜群の功勞があり、一般の模範となると認めら
れるときの救慰金の額は、同表に掲げる額（同表備考二の規定により加算する場合にあ
つては、当該加算をして得た額）に当該額の十割以内の額を加算して得た額とす
ることができる。

全部改正〔昭和四七年条例四三号〕、一部改正〔平成二五年条例五七号〕

(見舞金)

- 第三条 見舞金の額は、次の各号に掲げる金額の範囲内とする。

- 一 医療期間二週間未満 十万円
- 二 医療期間二週間以上一月未満 二十五万円
- 三 医療期間一月以上三月未満 四十万円
- 四 医療期間三月以上六月未満 六十万円
- 五 医療期間六月以上 九十万円

一部改正〔昭和四二年条例二六号・四七年四三号・四九年六三号・六一年五九
号・平成四年三七号・二五年五七号〕

(遺族の範囲及び順位)

- 第四条 第一条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 配偶者（届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者
を含む。）
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、職員の死亡当時主としてその収入によつて
生計を維持していた者
 - 三 前二号に掲げるもののほか、職員の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持
していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しない者
- 2 前項に掲げる者が救慰金を受ける順位は、同項各号の順位により、第二号及び第四号
に掲げる者のうちにあつては同号に掲げる順位による。
- 3 救慰金の支給を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合には、その人数によつて等
分して支給することができる。

一部改正〔昭和四七年条例四三号〕

(委任)

- 第五条 この条例の施行について必要な事項は、三重県公安委員会規則で定める。

一部改正〔昭和四七年条例四三号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十二年七月十一日三重県条例第二十六号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和四十七年十月六日三重県条例第四十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年十二月二十四日三重県条例第六十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十一年十月五日三重県条例第五十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十六年九月二十五日三重県条例第二十八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十一年十二月二十五日三重県条例第五十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年九月三十日三重県条例第三十七号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の第三条及び別表の規定は、平成四年八月一日以後に生じた危害又は災害に係る救慰金又は見舞金について適用し、同日前に生じた危害又は災害に係る救慰金又は見舞金については、なお従前の例による。

附 則（平成十八年十月二十四日三重県条例第六十九号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の警察職員の救慰に関する条例の別表及び第二条の規定による改正後の職員の救慰金等の支給に関する条例の別表の規定は、平成十八年四月一日以後に生じた危害又は災害に係る救慰金について適用し、同日前に生じた危害又は災害に係る救慰金については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年三月二十九日三重県条例第五十七号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の警察職員の救慰に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に生じた危害又は災害に係る救慰金又は見舞金について適用し、同日前に生じた危害又は災害に係る救慰金又は見舞金については、なお従前の例による。

別表（第二条関係）

区分	障害等級	金額
死亡		三〇、〇〇〇、〇〇〇円
障害	第一級	一八、七〇〇、〇〇〇円
	第二級	一五、五〇〇、〇〇〇円
	第三級	一三、六〇〇、〇〇〇円
	第四級	一二、一〇〇、〇〇〇円
	第五級	一〇、三〇〇、〇〇〇円
	第六級	九、〇〇〇、〇〇〇円
	第七級	七、六〇〇、〇〇〇円
	第八級	六、四〇〇、〇〇〇円
	第九級	五、五〇〇、〇〇〇円
	第十級	四、七〇〇、〇〇〇円
	第十一級	四、〇〇〇、〇〇〇円
	第十二級	三、五〇〇、〇〇〇円
	第十三級	三、〇〇〇、〇〇〇円
	第十四級	二、六〇〇、〇〇〇円

- 備考 一 障害等級は、地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）別表第三に掲げる障害等級によるものとし、障害等級の決定については、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二十九条第五項及び第六項並びに地方公務員災害補償法施行規則第二十六条の五第二項の規定の例による。
- 二 特に抜群の功労があり、一般の模範となると認められる者であつて、第一級の障害等級に該当するものについては、百九十万円を加算することができる。全部改正〔昭和四九年条例六三号〕、一部改正〔昭和五一年条例五七号・五六年二八号・六一年五九号・平成四年三七号・一八年六九号・二五年五七号〕